

## 世界の主な地域漁業管理機関

( 1 から 10 までは我が国加盟済 )

平成 21 年 10 月  
外務省経済局漁業室

### 1 . 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

- ( 1 ) 条約発効年 : 1979 年
- ( 2 ) 事務局所在地 : ダートマス (カナダ)
- ( 3 ) 我が国加盟年 : 1980 年
- ( 4 ) 主な条約対象魚種 : カラスガレイ、エビ
- ( 5 ) 条約加盟国等 ( 11 ヶ国 + 1 地域機関 )  
カナダ、キューバ、デンマーク ( フェロ諸島及びグリーンランド )、E C、仏 ( サンピエール及びミクソン )、アイスランド、日本、韓国、ノルウェー、ロシア、ウクライナ、米国

### 2 . 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

- ( 1 ) 条約発効年 : 1993 年
- ( 2 ) 事務局所在地 : バンクーバー (カナダ)
- ( 3 ) 我が国加盟年 : 1993 年
- ( 4 ) 主な条約対象魚種 : サケ、マス
- ( 5 ) 条約加盟国 ( 5 ヶ国 )  
カナダ、日本、ロシア、米国、韓国

### 3 . ベーリング公海漁業条約 (CCBSP)

- ( 1 ) 条約発効年 : 1995 年
- ( 2 ) 事務局所在地 : 事務局なし
- ( 3 ) 我が国加盟年 : 1995 年
- ( 4 ) 主な条約対象魚種 : スケトウダラ
- ( 5 ) 条約加盟国 ( 6 ヶ国 )  
日本、米国、中国、韓国、ロシア、ポーランド

### 4 . 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

- ( 1 ) 条約発効年 : 1980 年
- ( 2 ) 事務局所在地 : ホバート (豪州)
- ( 3 ) 我が国加盟年 : 1982 年
- ( 4 ) 主な条約対象魚種 : オキアミ、メロ
- ( 5 ) 条約加盟国等 ( 24 ヶ国 + 1 地域機関 )  
アルゼンチン、豪州、ベルギー、ブラジル、チリ、中国、E C、仏、独、イ

ンド、伊、日本、韓国、ナミビア、NZ、ノルウェー、ポーランド、露、南  
アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英、米国、ウルグアイ

5. 大西洋まぐる類保存国際委員会 (ICCAT)

- (1) 条約発効年：1969年
- (2) 事務局所在地：マドリッド (スペイン)
- (3) 我が国加盟年：1969年
- (4) 主な条約対象魚種：クロマグロ、メバチ、メカジキ
- (5) 条約加盟国等 (47ヶ国 + 1 地域機関)

米国、日本、南ア、ガーナ、カナダ、仏 (サンピエール・ミクロン)、ブラジル、モロッコ、韓国、コートジボワール、アンゴラ、ロシア、ガボン、カーボヴェルデ、ウルグアイ、サントメ・プリンシペ、ベネズエラ、赤道ギニア、ギニア、英 (バミューダ)、リビア、中国、クロアチア、EC、チュニジア、パナマ、トリニダード・トバゴ、ナミビア、バルバドス、ホンデュラス、アルジェリア、メキシコ、バヌアツ、アイスランド、トルコ、ノルウェー、ニカラグア、グアテマラ、セネガル、フィリピン、ベリーズ、シリア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、エジプト、ナイジェリア、アルバニア、シエラレオネ、モーリタニア

6. 全米熱帯まぐる類委員会 (IATTC)

- (1) 条約発効年：1950年
- (2) 事務局所在地：ラホヤ (米国)
- (3) 我が国加盟年：1970年
- (4) 主な条約対象魚種：キハダ、カツオ
- (5) 条約加盟国 (16ヶ国)

米国、コスタリカ、パナマ、仏、ニカラグア、日本、ベネズエラ、バヌアツ、エクアドル、エルサルバドル、メキシコ、グアテマラ、ペルー、スペイン、韓国、コロンビア

7. 中西部太平洋まぐる類委員会 (WCPFC)

- (1) 条約発効年：2004年
- (2) 事務局所在地：ポンペイ (ミクロネシア)
- (3) 我が国加盟年：2005年
- (4) 主な条約対象魚種：ビンナガ、キハダ、メバチ
- (5) 条約加盟国等 (25ヶ国 + 地域機関)

豪州、カナダ、中国、クック諸島、ミクロネシア、フィジー、仏、日本、キリバス、韓国、マーシャル、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、ソロモン、トンガ、ツバル、バヌアツ、パラオ、米、EC、台湾 (漁業主体として参加)

8 . インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

- (1) 条約発効年：1996年
- (2) 事務局所在地：ビクトリア (セイシェル)
- (3) 我が国加盟年：1996年
- (4) 主な条約対象魚種：メバチ、キハダ
- (5) 条約加盟国等 (27ヶ国 + 1 地域機関)

豪州、中国、コモロ、エリトリア、EC、仏、ギニア、インド、イラン、日本、ケニア、韓国、マダガスカル、マレーシア、モーリシャス、オマーン、パキスタン、フィリピン、セイシェル、スリランカ、スーダン、タイ、英、バヌアツ、タンザニア、ベリーズ、インドネシア、シエラレオネ

9 . みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

- (1) 条約発効年：1994年
- (2) 事務局所在地：キャンベラ (豪州)
- (3) 我が国加盟年：1994年
- (4) 主な条約対象魚種：みなみまぐろ
- (5) 条約加盟国 (5ヶ国)

日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア

10 . 地中海漁業一般委員会 (GFCM)

- (1) 条約発効年：1952年
- (2) 事務局所在地：ローマ (イタリア)
- (3) 我が国加盟年：1997年
- (4) 主な条約対象魚種：クロマグロ
- (5) 条約加盟国等 (23ヶ国 + 1 地域機関)

アルバニア、アルジェリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、エジプト、仏、ギリシア、イスラエル、伊、日本、レバノン、リビア、マルタ、モナコ、モロッコ、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、シリア、チュニジア、トルコ、セルビア、EC

11 . 南東大西洋漁業機関 (SEAFO)

- (1) 条約発効年：2003年
- (2) 事務局所在地：ウォルビスベイ (ナミビア)
- (3) 我が国加盟年：未加盟
- (4) 主な条約対象魚種：メロ、カニ
- (5) 条約加盟国等 (4ヶ国 + 1 地域機関)

アンゴラ、EC、ナミビア、ノルウェー、南ア

(了)

国連海洋法条約

国連公海漁業協定

世界の主な地域漁業管理機関

地中海漁業  
一般委員会  
(GFCM)

ベーリング公海漁業  
条約(CCBSP)

北太平洋溯河性魚類  
委員会(NPAFC)

北西大西洋漁業機関  
(NAFO)

大西洋まぐ  
ろ類保存国  
際委員会  
(ICCAT)

中西部太平洋まぐろ類  
委員会(WCPFC)

全米熱帯まぐ  
ろ類委員会  
(IATTC)

南東大西洋漁業  
機関(SEAFO)

インド洋まぐ  
ろ類委員会  
(IOTC)

みなみまぐろ保存委員会  
(CCSBT)

南極海洋生物資源保存  
委員会(CCAMLR)

黄色: 日本加盟済

遠洋漁業国であり、世界の水産物輸入主要国であるわが国は、魚類の保存と持続的な利用を図るため、順次各機関に加盟。